

7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理・健康診断実施状況

項目	概要
定期健康診断	職員を対象に年1回実施。(特定業務従事者職員、新規採用職員は除く)
特別健康診断	特定業務従事者健康診断・消防職員特別健康診断・病院職員特別健康診断・VDT作業従事者健康診断などを実施。
医師による面接指導	長時間勤務職員等に対し、毎月1～2回、医師による面接指導を実施。
新規採用職員健康診断	新規採用予定者を対象に実施。
メンタルヘルス相談	外部の専門家による相談を随時実施。
セクシュアル・ハラスメントに関する相談	外部相談機関の相談員による毎月1回の面接や電話での定例相談、及び職員による随時相談を実施。

(2) 共済組合

兵庫県市町村職員共済組合等に加入しており、主な事業は次のとおりです。

①短期給付事業

組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡・休業または災害に対して、必要な給付を行う事業です。

②長期給付事業

組合員の退職・障害または死亡に対して、年金または一時金の給付を行う事業です。

③福祉事業

組合員とその家族の健康保持増進のための事業や保養施設の運営、臨時の支出に対する貸付を行う事業です。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

兵庫県市町村職員共済組合 <http://www.h-kyosai.or.jp/>

公立学校共済組合兵庫支部 <http://www.kouritu.go.jp/hyogo/>

(3) 川西市職員互助会

①公費補助率・会員負担率等について

平成 20 年度 予算	互助会予算額	75,357千円
	公費補助率	給料月額×5/1,000
	会員負担率	給料月額×5/1,000
	会員数	1,696人(平成20年4月1日現在)

②各種事業について

	項 目	内 容
給付事業	療養補助金	会員が病気やケガで休職となったとき
	病気見舞金	会員が病気やケガで勤務できなかったとき
	障害見舞金	会員がケガ又は身体障害者となり退職したとき
	罹災見舞金	会員が水火、震災その他の非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき
	弔慰給付金	会員及びその親族が死亡したとき
	脱退給付金	会員が退職又は死亡したとき
	リフレッシュ給付金	会員が自主研修期間付与の承認を受けたとき
	入学祝金	会員及び会員の子が入学したとき
	分娩見舞金	会員及び会員の配偶者が出産したとき
	結婚祝金	会員が結婚したとき
	結婚25年記念祝金	会員期間5年以上の会員で、結婚25年に達したとき
	特例給付金	会員期間5年以上の会員で、単身者の会員が満50歳に達したとき
貸業付事	生活資金	会員が臨時に資金を必要とするとき
	特別資金	会員が結婚、出産、教育、療養、災害、葬儀、敷金に資金を必要とするとき
	厚生事業	ファミリーレクリエーション事業の実施、指定保養施設利用助成、クラブ活動助成、生きがいづくりセミナー、料理教室の開催、職員作品展の開催、献血の実施、各種あっせん

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会（公平委員会）に対して地方公共団体の当局により適切な処置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会（公平委員会）に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの状況は、9. 公平委員会の業務の状況の(1)及び(2)のとおりです。